

# 国分寺市商工会健康診断委託先

## 『多摩健康管理センター』での健康診断受診を希望される皆さんへ

受診会場

一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会 多摩健康管理センター  
〒190-0022 東京都立川市錦町3-7-10 Tel 042-528-2011 Fax 042-529-1810

### ◎健診期間 通年

#### ◎検査項目と受診料

①一般健診 1名につき 6,600円(税込)

検査項目 ○身体計測（身長・体重・視力・聴力） ○血圧検査 ○胸部レントゲン ○尿検査  
○血液検査（肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査・貧血検査） ○心電図 ○腹囲測定 ○医師診察

- (1) 食事は受診の10時間前までにすませてください。
- (2) 採尿は健診日当日の尿を事前に採取し受付に提出してください。

②胃部レントゲン 1名につき 9,900円(税込)

デジタル撮影になります。

- (1) 検査日前日の午後10時以降の食事・アルコール・タバコは摂取しないでください。

③大腸がん検診(便潜血検査・2回法) 1名につき 1,100円(税込)

- (1) 検査用容器2本に異なった便を採取し、当日受付に提出してください。（やむを得ない場合は1回でも可）
- (2) 採便は1週間前から可能ですが、なるべく涼しいところで保存してください。

④ABC検診（ピロリ菌・ペプシノゲン検査） 1名につき 5,500円(税込)

\* 血液検査により、ピロリ菌感染の有無とペプシノゲン検査でどのくらい胃がんにかかりやすい状態にあるかを判定します。

胃がんそのものを発見する検査ではありません。

\* ABC検診は一度検査すればよいと言われています。2度目以降の検査も可能ですがご理解の上お申込ください。

<お願い>下記に該当される方は医師に確認・相談の上お申込ください。

1.胃の病気の療養中の方 2.胃切除後の方 3.ピロリ菌除菌治療を受けた方 4.腎不全の方 5.胃酸を押さえる薬を服薬中の方

#### ◎受診までの流れ

①多摩健康管理センターへ日時予約の電話をしてください。（**予約Tel：042-528-2011**）

\* 国分寺市商工会の健康診断であることをお伝えください。

\* 予約は大変混み合い、受診日が先になることが多いようです。お早めにご予約ください。

②受診日が決まりましたら商工会に裏面の申込書をFaxもしくはメールでお知らせください。

Fax:042-323-0560 E-mail : kensin2023.kokubunjisci@gmail.com

商工会へご連絡いただかない場合、商工会からの受診料補助ができませんのでご注意ください。

③受診日の2週間ほど前に多摩健康管理センターから事業所に問診票と検査容器が郵送されます。

④健診当日、問診票と検体を持参し、多摩健康管理センターで受診します。

⑤検査費用は当日、多摩健康管理センターでお支払いください。

<お願い>受診日時の変更は、直接多摩健康管理センターに連絡してください。

その場合、商工会への連絡は不要です。

但し、キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします。

国分寺市商工会館で実施される健康診断は例年通り9月最終週から8日間  
(土日を除く) 行われます。また、検体を郵送して行うがん検診も実施します。  
ともに7月頃ご案内いたします。

# 施設健診受診申込書(多摩健康管理センターで受診される方)

◎多摩健康管理センターに予約後、必ず商工会にご提出ください。<Fax : 042-323-0560>

事業所名	ご担当者様
郵送先	〒
Tel	Fax

フリガナ	性別		生年月日	一般健診	オプション			受診日時	
					*オプションのみの受診はできません。	胃部レントゲン	大腸がん検査	ABC検診	
	男	女	昭和・平成 年　月　日						/
			昭和・平成 年　月　日						:
			昭和・平成 年　月　日						/
			昭和・平成 年　月　日						:

## 健診結果の事業主との共同利用について

個人情報保護法では、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。個人情報保護法第23条第5項第3号において、特定の者との間で共同事業を実施し、個人データを共同利用する場合、「①個人データを共同して利用すること ②共同で利用される個人データの項目 ③共同して利用する者の範囲 ④利用目的 ⑤個人データ管理の責任者」を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、共同利用者は第三者に該当しないこととされていることから、あらかじめ受診者本人の同意を得ずに当該個人データを事業主に提供できることとされています。

そこで、当商工会

は、以下の事業を共同実施いたしますので、ここにお知らせいたします。

### 記

当商工会は、疾病予防事業をはじめとする健康の保持増進を目的に、保健事業として健康診断を実施していますが、労働安全衛生法においては、事業主に被保険者への健康診断の実施及び診断結果の保存と管理が義務付けられています。

このため、当商工会が実施する健康診断の結果については、事業主の労働安全衛生法の遵守と職場における労働者の安全と健康の確保を目的とし、個人情報の保護に関する法律第23条第5項第3号の規定により、下記の事項を公表のうえ、被保険者の健診結果を事業主に提供し、当商工会と共同して利用します。ただし、当商工会が事業者健診の実施を受託した場合に限るものとします。

- ① 共同で利用される個人データの項目  
労働安全衛生規則第44条に基づく法定項目
- ② 共同して利用する者の範囲
  - ・事業主：事業主、健康管理事務担当者、産業保健専門職
  - ・当商工会
- ③ 利用目的
  - 事業主の労働安全衛生法の遵守と職場における労働者の安全と健康の確保
- ④ 個人データ管理の責任者
  - ・事業主：事業主及び健康管理データの管理責任者
  - ・当商工会：個人情報保護管理者
- ⑤ 健康診断データの取得方法
  - 当商工会が契約する健診機関より健診結果データを取得

以上